

県土の約半分を占める森林は、琵琶湖の水を育む水源涵養機能^{かん}など様々な役割を果たしています。滋賀県では、このような機能が持続的に発揮されるよう、森林づくりの条例や基本計画を定めており、林業・木材産業の振興に向けた施策と、森林づくり県民税を活用した、環境重視や県民協働の視点からの施策を両輪で進めています。

1. 琵琶湖と森林づくり

滋賀県の森林は、スギ・ヒノキなどの人工林や、アカマツ・コナラ・ブナなどの天然林が琵琶湖と一体となって四季折々の風景を作り出しています。また、これらの森林は、琵琶湖にとって重要な水源地です。その他にも、木材等の生産の場、地球温暖化の防止、県土の保全、多様な動植物の生息の場など、森林は様々な役割を果たしています。こうした森林の面積は、県土の約半分を占めており、その内訳は、人工林が約4割、天然林が約6割となっています。

滋賀県では、森林を健全な姿で未来に引き継いでいくため、「琵琶湖森林づくり条例」を2004(平成16)年に制定しました。また、この条例の理念の実現に向け、2021(令和3)年度に策定し、2030(令和12)年度を目標年度とする「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」に基づき、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくりに取り組んでいます。

また、県産材の利用を促進することが森林整備につながることから、2023(令和5)年に「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」を制定し、その内容を琵琶湖森

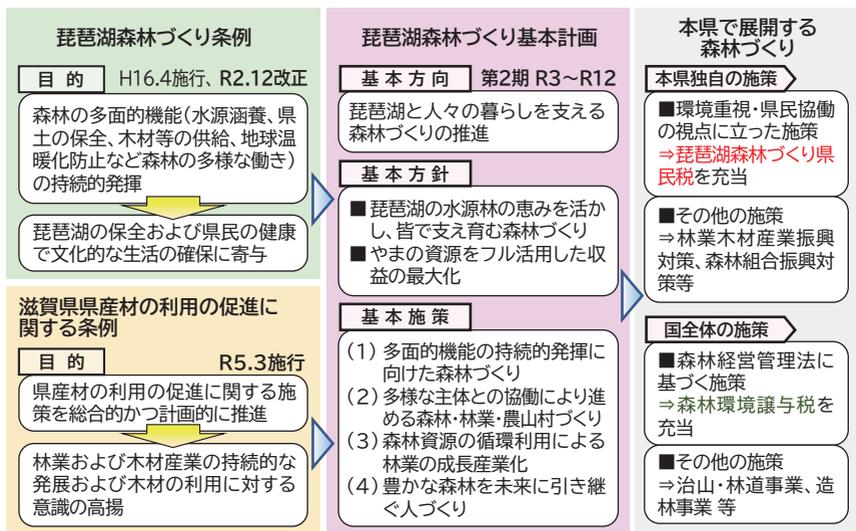


図4-13-1 琵琶湖森林づくり基本計画の体系図



林づくり基本計画に盛り込む改定を2023(令和5)年11月に行いました。

琵琶湖森林づくり基本計画では、施策を具体的に進めるための戦略プロジェクトを設定し、社会情勢の変化等に対応するため5年ごとに見直すこととしています。2021(令和3)年度からの5年間は、「花粉の少ない再造林促進プロジェクト」「災害に強い森林づくりプロジェクト」「『やまの健康』推進プロジェクト」「公共建築物木造化プロジェクト」「木質バイオマス地域循環プロジェクト」「木育活動促進プロジェクト」「林業人材育成プロジェクト」の7プロジェクトについて取り組みを進めています。

2. 琵琶湖森林づくり事業

2006(平成18)年度から、琵琶湖森林づくり県民税を活用して環境重視と県民協働の視点に立った森林づくりを実施しており、放置された人工林の強度間伐、ニホンジカの捕獲、風倒木被害対策等の災害に強い森林づくり、地域団体等による農山村活性化への支援、「びわ湖材」の活用、森林環境学習「やまのこ」などの事業を行っています。



写真4-13-1 整備された森林

3. 農山村の活性化

2019(令和元)年度から、森林・林業・農山村を一体的に捉え、魅力的な地域資源を活かしたモノ・サービスを県民の暮らしと結びつけることで、滋賀の豊かな暮らしを実現しようとする「やまの健康」の取組がスタートしています。

特に、過疎化や高齢化などの課題を抱える農山村において、農山村の価値や魅力に焦点をあてた取組を行っている団体や地域住民の活動支援を行うとともに、森林空間を活用したサービス提供のための仕組みづくり等、都市部の多様なニーズに応えられるよう、「都市とやまをつなぐ」メニューの整備や体制づくり、人材育成に取り組んでいます。



写真4-13-2 スギ・ヒノキを活用したアロマオイルの商品化

森林政策課

【びわ湖材】滋賀県内の森林から伐採された合法性が確認できる原木(丸太)と、その原木を加工した製材品などの木材。